This copy has been provided by the UBC Archives [or UBC Rare Books and Special Collections] and is to be used solely for research or private study.

UCHIBORI

17-5

JAPANESE CANADIAN
COLLECTION

PLEASE RETAIN
ORIGINAL ORDER

L. 2

2

February 10, 1946

MEMORANDUM RE JAPANESE HABEAS CORPUS PROCEEDINGS

INSTRUCTIONS & FEES TO DATE

COMMITTEE	CENTRE	INSTRUCTIONS RECEIVED J.N.	INSTRUCTIONS RECEIVED N.C.	CANCELLATIONS J.N.	CANCELLATIONS N.C.	FEES	NO.
TASHME	Tashme	93	291	2	2		
	Vernon	50	13	(includes 1 Revelstoke)			
	Kamloops	15	6				
	Lillooet	4	2				
	Outsiders	9	3				
	Okanagan C.	6					
	Kelowna	34	8				
	Total³	211	323				
	Less	2	2				
		209	321	Total	530	$6600.50	528
				Hold			
ROSEBERRY	Roseberry	25	7	4	7		
	Less	4	7				
		21	0	Total	21	$ 262.50	21
SLOCAN	Slocan C.	20	25				
	Bay Farm	74	40				
	Popoff	84	45				
	Totals	178	110	Total	288	$3550.00	284
				Suspense			
	Lemon Creek	118	111	13	22		
	Less	13	22				
		105	89				
			2	(tsf. C.B.)			
			91	Plus 1 C.B.			
				Total	197	$2500.00	200
GREENWOOD	Greenwood	Nil	Nil			$3112.50	249
				Total fees		$16025.50	

E. & O. E.

拝啓

二月十一日同十二日附御手紙本日受取り升した。目下当方又は各地からの催ほしに問合せ、訂正等で忙殺されて貴方への御返信も失礼勝ち致して居る事もあるかと恐縮致して居ります

一、各地同様所謂日和見の連中は可成りあるらしく帰国者側でも困って居るらしい様子で金を使ふ為にヘビースコールパスを受けないと言ふ者は事実としてあるらしい様です。

二、二世フォーム中の蜷崎マツ氏No9は御通知に接し日本行の由当方より
・マクマスター氏宛其の旨通信致し削除致して貰ひます。

三、クリーブランドにて開催さるべき聯絡協議会の件に付ては実は当方又では何もと皆が忙しく殊に人身保護律の整理に忙殺され居る関係上代表者会議の問題迄手が廻りかねて居ります其の関係でクリーブランドから各地団体へ御案内御通知下された様ですが其の間の喰違ひを生じ取急ぎ当方又より御受取りの事と存ずる印刷物を以て全部の諸団体宛送附案内致して置きました会議期日延引の上右の次第に依った事を御許し下さい。必ず当方よりも代表者一二名出席致します。

四、二月十二日附書面中(二)の項の林ミツ子、林寿子両氏並に蜷崎マツ氏の三名様は御送附の書類中二世の中にあり升したが当方で摘出致し別附箋を付してマクマスター氏へ送附致して置き其後貴様より其の旨通知に接し左様致しましたからマクマスター氏よりも貴方へ問合せがあるかもしれないと存じて居ります（但し蜷崎マツ氏は前項の通り当方よりマクマスター氏へ通知します）

五、右の通り当方では出来るだけ早くと存じ二月四日にフォーム一切（貴会分）マクマスター氏に送附致して居ります何分の不慣ですが右二名は確に帰渡者行と存じ唯蜷崎氏かもしらぬと思ひ貴方へ問合せ本日返事を戴き判明した次第です

取急ぎ要用のみ　草々

二月十七日

多々親和会本会部
中村宝雄

於レモンクリーキ
内瀬繁市様

レモンクリーキ
内海繁市殿

タシメ親和会北会部

拝啓
昨日マクマスター弁護士より別紙報告書の通り二月十日附を以て現在人身保護律適用者数並金額納入済の明細表送附して来ました　勿論中間報告と存じますが各団体にも同様報告書受取って居られるとは存じますがカピー一枚宛御送附申上げます
尚タシメは各地並にタシメ村内者と同日附後相当数人増加をみて居ります
タシメは人数と金額は報告書通り相違ありませんが貴会でも一度対照相違ある場合は直接弁護士宛御通知下さい　草々

二月十三日

UCHIBORI

17-5

	NAME IN ENGLISH AND JAPANESE	AGE	M or S	FAMILY STATUS	SEX	Can.Born Nat'lize National	PRESENT ADDRESS
	田中武次郎 TANAKA TAKEJIRO	39	M	夫	M	NAT.	HASTINGS PARK 8/25
	〃 綾子 AYAKO	21	〃	妻	F	C.B.	
	〃 ルイ子 RUIKO	11	S	長女	〃	C.B.	
	〃 武 TAKERU	9	〃	長男	M	〃	
	〃 礼子 REIKO	7	〃	二女	F	〃	
	〃 誠 MAKOTO	5	〃	二男	M	〃	
	〃 アクリ AKURI	67	〃	母	F	NAT.	

滋賀県犬上郡亀山村字安食中

UCHIBORI

17-5

	NAME IN ENGLISH AND JAPANESE	AGE	M or S	FAMILY STATUS	SEX	Can.Born Nat'lize National	PRESENT ADDRESS	
	鮎川政雄 AYUKAWA MASAO			父		NAT.	7/7 ANGLER ONT.	
	〃 文 FUMI			母		〃	HASTINGS PARK	鹿児島縣川辺郡加世田町田布
	〃 満德 MITSUNORI	4		長男		C.B.	〃	
	〃 ヒロミ HIROMI	3		次男		〃	〃	
	〃 悦子 ETSUKO	2		長女		〃	〃	

UCHIBORI
17-5

（五）マクウイリアム氏を通じてお送金下さいました金千五百五拾弗正に領収致しました 尚二月八日付けの電文にて更に五つの要件に就き指令を受けて居ります、参考までに今日までの手数料金について申上げて置きたいのは スロカン、レモンクリーキより已に二百八十八件について指令を受けて居り 内二百八十四件の分は料金支払ひすみとなって居ります

尚大審院裁判に関しては若しも敗訴に終つた結果更に英國枢密院まで上訴するか否かに付いては私共はトロント市の委員会に問合せ致しました 相談の結果最悪の場合を予期して即事上訴の準備を進めるべく指令を受けて居ります。右上訴の費用として六千弗から一萬弗程がゝるものと見当致しますが此の費用の内大部分は日本人側が負擔すべきものと考へます

日本人弁護会

③

吾々は去二月二日に受取致しました文面中の
メモランダムに付いて関心を持って居ますが
メウチャル大臣宛に抗議文発送（四月十六日）

貴方がカメラン氏と折衝さるゝ事に
ついてウィリヤム氏より相談を受けましたが
吾々協会の上左の点に付て貴方に
御注意を願ひます

お互に電文や手紙に依る不充分なる通信
交渉の上更に他の弁護士と聯絡を取ら
れる事は一層事を混雑にする恐れがある
と思ひますから若しも至急用件の
出来た場合他の弁護人に当たられる前に
一応私まで電話で御相談下さる様に
願ひます

カメラン氏に付いては後日人身保護律による
訴訟を起した際に採用すべく吾々の方
では考へて居ります。

マク[illegible]

二月十四日

日本人弁護会

UCHIGORI
17-5

UCHIBORI
17-5

去ゞは去二月二日に受取致しました文面中のメモランダムに付いて関心を持って居ますがメッチャル大臣宛に抗議文発送（四月十六日）前に誰れか一人でも自発的帰国申請書に署名した者が有るか否かについて取り調べてお知らせ下さいませんか。

インターニのケースに付いては已に内藤氏に通知してある如くかなりむつかしいのでありますノリス並にマクレナン両氏に問合せた結果インターニの場合は一人に約二百五十弗位掛るもので見当致しますが其の内五十弗は前金の必要があります、右金額は大審院許可の費用でありますが此れは許可者全部を採りまとめて手続きを採る場合を見つもった額であります。但しインターニ全部が同様に採用されるべきテーストケースの件については実行不可能であります、インターニ許可に関するフォームは貴方から通知の有り次第急ぐにお送り致します

に由り特に人身保護律の許可方
に申請を置いて居る様子ですが

若しも其間に置いて政府が送かんに手着
すれば人身保護律の訴訟に依り裁判の路
まず送かん停止の手順を取る事に決
定致して居ります。

ブルエン氏の提案による所では其れが非公式に
政府と折衝しミヤルテーコミションの設置を
得て全部のケースを再調査する法方を
得ようと云ふのであります。

此の法方は一人々々のケースを代理人を通じて
證據立に依る調査を求めるのであります。

右の件案については政府との内面的交渉で
ある為め一般に余り公表出来ることを望みま
せんが該当者側たる貴方委員会の
御意図を得たいものと思ひます

イ
に由り特に人身保護律の訴訟方
に重きを置いて居る様子ですが

人身保護律に依る訴訟の代りに政府側
の係争に從つ~~調書~~再度
人身保護律に依る訴訟方を依頼して居る人々の為めに代る一再調査或は~~再審~~
~~裁判に依る取調べ~~と云ふことに（の好き形式で再調査）

人身保護律に依る訴訟方を依頼して居る
人々の為めに其の其れに代る裁判の好き[illegible]
形式で再調査する~~法~~法方は得られ無い
ものかと就いてはつまりし十氏と種々相談致し
てみます

人身保護律に依つしも一人々の取調べ
はすめが出来ぬですから今立さんが提案し
ようと考へて居る再調査一の法式も名目
こそ異なれ其の手段又は意味合は
同一のものであります
併し乍ら当方からの一月[illegible]付けの書面
にかゝはらず特に人身保護律の訴訟方
に重きを置いて居られる様子ですが

UCH160R1
17-5
FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

~~若しも吾々の提唱して法方を進めて~~
~~行くやば一応皆様の御賛同を得ますれば~~
~~なりませんから~~

若しも吾々の提唱して居る法方を以て
事を進めと行くとせば 例へ [illegible] 辯護
人に一任て来て居るト呉んにもせよ一応要
方々の御賛同を得なければならないと
思ひますから [illegible] 相談の上電文に
て御再確答下さい

二月一四日　ニクマクーにやーら

タントに来たカピー

UCH160R1
17-5
FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

一九四六年二月十五日　タシメ親和會社會部

各地方
日本帰還希望者各位。

一、日本帰還者に関する加奈陀政府の一般通告の内容及び一月二十九日本会代表と當局代表との第二次会見の結果に就ては二月二日付を以て本会より御知らせ致した通りであります。

二、本会としては其後更らに帰還に関する問題に就て検討を加へつゝ當局に交渉を継続し有利なる解決を進めて居りますが今回當局代表と第三次会見を行ひましたので左にお知らせ致します。

三、此第三次会見は、當局代表り、スタア氏外一行が帰還者問題以外の用件を帯びて二月十四日タシメに来村された機会を利して、當方より会見を申込んで会談したものであり、共席上に行はれた要談は左の通りであります。

A. インタアーンされてゐる者の荷物を、家族のものが携帯する場合の、其重量はまだ考慮中である。

B. 船中の洗濯場の有無と、幼児のオシメを支給されたしと申請した事に對し、船中には充分なる洗濯場がある。従ってオシメ初め、其他の洗濯には不便はなし、又船中病室の設備は充分にあって、病室ベッド三十。醫者二名。病弱者又は船中の病人を収容する。妊婦は、妊娠月數の如何に関らず乗船出来、従って出産は勿論、手術の準備もあり。出産後間もなき乳児をも乗船出来る。

C. 手廻品と共に船中に持ち込む(規定重量外の)ベッデングの運搬方法について當局は考慮を拂ふ事になった。

D. 荷造りの出来た船荷荷物は前もって検閲を受けて當日の混雑を防ぐ事になった。

E. 小家族のものに對する荷物の重量を規定外に増加されたき申請に對して、當局より再び拒否された。

F. 携帯荷物を第一次重量と第二重量と入れかへる事により、同船携帯量を多くせんとせる本会の最初よりの申請を再び提議したる事も拒否された。

G. 十六才以下のものゝ再渡加に関する件。本会は是等帰加權利保留に関し引きつゞき交渉中であるが今回の会見によりても(依然如何なる考慮が拂はれるかまだ不明であると言ふ答へであった。)

H. 帰還者の携帯金を一般通告にある如く円受取りに振替へる事なく、弗ドラフトとして携行し、日本上陸後、其時の換算率によって日本金に換へる方法。此件に就ては本会よりは、二月七日付を以って當局に改正方を申請した事は仝月八日付各位に御通告した如くであります。今回第三次会見の際本会代表は此点に交渉の重点をおき、参考文書を添付して種々と申請したのであったが當局の説明を綜合すると當局では最初(一月三日第一次会見の際)説明した如く弗ド

ラフトに依る方針であったが今回円受取りにマッカアーサー司令部よりの方針によりて変更したのであった。それは米國よりの第一船第二船の帰還人取扱ひの経験によりて弗ドラフトは不便であるために、今後米国よりの帰還人も一様に円受取りに改めらるゝ事になったのである。此方法により現在は一對十五であるが其換算率が改正された場合は其改正率によりて行ふとの事であった。我々代表は其換算率の如何を論議するのでなくて弗ドラフトによる携行を力説したのであるが當局代表は「充分なる考慮を約し」た。

エ. タコマを中心としての第一船の出帆はトロントに於ける試訴判決の延期によりて自然延期されてゐるが、此件につき『我々帰還者は(一)十六才以下の日系加奈陀人の再渡加に関する件、(二)トロントに於ける本問題の判決を見るまで、(三)携帯金を弗ドラフトにする件等に関し充分なる情報又は考慮の結果を見るまでは第一船乗込希望者のリストを整理する事は不可能である。』と本会代表は申入れた。

オ. 充分なる寝具のなき帰還者に對しては當局は申込みに應じ考慮が拂はれる事になった。

追記

△スローカン地方中央委員会（帰国理事）よりの提言による諸問題に関し、本會は顧問ノリス氏に交渉し、同氏より此諸問題を考究して、交渉をなすべく取計ひ中であったが、ノリス氏よりは其内容(一)十六才以下の再渡加、(二)十六才以上の者の再渡加(三)補助金増加(四)携帯荷物量の増加等につき交渉開始した。

△バーノン、ケローナ方面の帰還者にしてパリヤス（袋）を欲する場合は、バーノンRCMP出張所に申請すれば支給される。

△スイス總領事の日本人利益代表者たる資格は去る一月三十一日限り解消となったが、萬国赤十字社委員として加奈陀に駐在するマーグ氏は日本国籍者に對し依然通りの任務に當ってゐる旨労働省より通知があった。

△就働中負傷したるため、労働者賠償局によりて月々手当を受けてゐる者又は移動後従業中に負傷し其ため今後の就働に不便を生じてゐる者に對しては正規の手續をなしてゐる者に限り帰還実施の折に一時金を労働者賠償局が支拂ふ。

× × ×

以上脱稿後本委員會は、ピッカスギル氏より（十四日付）左の返信に接した。

即ち、"帰國者の携帯金を米貨小切手による事なく円受取りに定めたのは、加奈陀政府ではなく、米國側當局の決定によるものである。従って、今回貴委員會より提唱された弗ドラフトによって携行するやう改正されたしとの申請は考慮されない"との事である。 我々帰還者は、此問題―所持金は米貨ドラフトによって携帯を許されたし―の件につき、変りに各地方帰還者はそれ〴〵改正方を當局に申請しその実現を迫るべく即刻運動を開始されるやう御願ひする次第であります。

以上

二月十五日

グリーンウッド
日本人委員會

スローカンバレー中央委員會

幹事

丹振繁市殿

一、御手紙受取りましたインターニーの件に就いては目下当地の関係者と相談中ですから纏まり次第改めて御通報致します、

二、聯絡大會に就てタシメの方へ同地附屬團体を取纏め二十日の大會開催日に出席可能なるや否やを問合せ中故同地方さへ決定すれば同日開催する豫定故左様御承知を願ひます。

レモンクリーキ
内堀榮市殿

各々親和会分会部下

謹啓

別紙カッピー通り昨日マクマスター辯護士より書面に接しました
急を要する事とて直に委員会を開き申込方に関して協議致
しましたが専門家としての同氏が研究の結果最善と思考さるゝ
夫に付いて我々としては如何云ふ意見も述べられず結局同氏宛
電報にて最善の方法を取って貰ひ度い旨費用の点に於て差
異がある様であれば各地團体と相談すべき必要がある旨打
電致して置きました　各地委員会宛カッピー御送附申上ます
但しCERTIORARI PROCEEDINGSに對し早速調査致して
みましたが別紙附錄通りの意味ですから添附致して置きます
右御熟讀下され御返事御願申上ます

二月十五日

UCH160R1
17-9

今回グリンウッド、スロカンの両地方委員会の合同協議の結果B"C州日系人團体聯絡協議会の設置が提唱され、グリンウッド吉田代表よりタシメ親和會に建案されました。

此の問題に関しては、本タシメ親和会は既に昨秋来その必要を認めると共に、各地に提唱して来たものであるが、当時の各地の情勢は本会の提唱に即應するに到らなかつたのであると雖も本会はもとよりその設置の必要なるは依然熱望してやまぬものがある。従つて本案について、タシメ親和会は検討すると共に現在直面せる緊急問題即ち

一、残留運動ニ帰還実施の如き重大にして閑暇を許されざる問題に関しては右連絡協議会の設立に至る迄の期間は在来通り更に十分なる聯繋を保ちつゝ其の目的の貫徹を期すべきものとし、聯絡協議会の設立に関しては本会より六名の研究委員をあげ吉田代表を加へて協議の結果大要次の如き申合せをなしました

△申し合せ△

一、第二次世界大戦によりて在加日系人の大多數は在来の生活基礎を職業的に、地理的に、経済的に破壊され、その権益は蹂躙されつゝ、終戦の今日に至つた。今や在加同胞は旧来の生活形態を一新し、真にカナダ国民として新事態に即應すべく脱皮更生の途につかんとするに際し我々の現在には今尚多くの支障を醸すべき重大なる問題が圍繞してゐる。然も在加同胞間には何等の綜合聯絡の機関なき為め意見に相違を生じ方針區々にして指導力の軟弱性は免れない。各地の情勢は夫々差異あるとするも在加同胞の一般的にして且基本的なる動向を示唆し同胞将来に過ちなからしむる為に、真に強力なる聯絡協議会の設置の必要は言ふまでもなくこゝにスローカングリンウッドの今回の提案を基礎としてその具現を期するため次の如き具体案をBC州各地の同胞團に提唱する次第である。

具体案

一、名稱
二、本部
三、目的
四、組織
五、運用
六、会議
七、役員
八、財政

B.C州日系同胞聯絡協議會

本部に中央委員会を設け、その所在地は聯絡協議会大会に於て決定

本團体は在加同胞の保護と、指導と、其の完全なる解放と云ふ同一の目的を以つて各地に存する同胞團体の間に聯絡協力の中心機関を造り、その企劃及実施に当り加盟團体を通じ、その機能の十分なる発揮を促進せん事を目的とす

BC州内各地邦人加盟團体を以つて組織す

中央委員會之れに当り、委員長幹事長を置く

大会は春秋二回に定期開催し、緊急の場合臨時大会を召集す

中央委員会は各加盟團体代表者を以て構成し、各地聯絡[illegible]團体に聯絡幹事を置く

本会の財源は各團体の聯絡費及び一般寄附によ

一、右を基幹として来る二月十六、十七両日にグリンウッドを設立大会の場所と定め、右案を中心として各地團体にその参加を提唱する。

二、右大会に参加する各代表者の数は任意とす。

三、右大会に於てはグリンウッド吉田代表及タシメ委員の作成せる詳細なる具体案を提出す

四、右設立大会に到るまでの斡旋方をグリンウッド日本人委員会に依頼す

五 A、インターニーに関してはレモンクリーキを本部として各地と聯絡する事

B 帰還実施に関しては地理的及実施期日を考慮して聯絡本部を当分の間タシメ親和会社会部に置く

C、残留運動に関しては当分別紙の如く運用する

右ハ如く二月十六、十七両日に聯絡協議会を開催致す筈でしたが種々の事情により延期の止むなきに至り左の如く御案内申上げますから此後の斡旋方に付いてはグリンウッド日本人委員会へ御尋ね下さい

一 作成せる具体骨子を謄寫判にして本会並にグリンウッドスロカン代表吉田氏の名によりてBC州各地團へ発送します

二 グリンウッドに於ける大会開催の日取りを三月二日三日と訂正して各地の準備を充分ならしむる事

三 右案内状発送たよりて今後の斡旋はグリンウッド日本人委員会の手に移り一切の準備を依頼する事

タシメ親和会社会部
グリンウッド
スロカン代表
吉田精一

一九四六年二月廿日

拝啓
イエターナルトキャンプ在住者の件に関し
諸々の御芳志並一々御通知下さいました
出発地ではイエターニー関係の家族は二家族
若者を其人達は総て日本帰りの決心
にて隠してイエターナルされ居られて方（二世）に
對しても人身保護律の適用は勿論
何等其他の工作も出来ませぬ　日本帝室の
左記事が判明いたしました
以上の理由にて出発地は他にイエターニー関係の人
は皆様も御承知の様に新らしく下さるの
若し意志變更其他當委員會へ何れかの
御申込みを受付ました場合直に通知
申上げます　先は右御返事まで

日系カナダ人協和会
特殊対策委員会
幹事　石田孫太郎

二月十九日

中央委員会理事
内堀茂一郎殿

若しなれば出来るならば〆切〆の分は寄って頂き度いと存じますので貴地方の
会員様に御頼みなれば私の方の分へかくて總額約何程と

一九四六年二月廿日

スルーカンバレー中央委員会

理事 田堀敏參市殿

グリーンウッド
日本人市民会
宮下巖

謹啓

一、昨日辯護士マクマスター氏から各地方代表者の旅行パーミットの許可されないとの電報が来ました之は前者に於て申上げました通り私の最も憂へたことで御座います今や私の恐ったことが適中致しました之れ以上余り大形さに会合するといふ各自の意志を引き続きあぶはちとらずの有様となったのであります甚だ残念なことであるが今更如何とも致方ありませんさりとて此のまゝ放任せば今後吾々の活動の上に於て種々故障起り解決なる途も取れず何とかしたいものと考へて居ります貴方に於ても何分之に関し良き腹案あらば請教示を戴いたい

2、東部裁判の様子は唯今加マクマスター氏から委細電報が参りました貴会へも同様のことゝ思ひますが先月本会として第二回寄附金を募集しなければならぬ本会としては其の寄附金は任意寄附で広く同日本同胞の頭割として負担せしむることに決定して居りますので一人當の額を定むると共に各地の公共費。を合算して之を各地の数に応じて割り当て一人當り幾許の分担額と定めなければならぬ又それの分は従て居りますので貴地方の公共費さへ明かなれば私の方の分へ加へて総額約何仙と

2

在日の方は昨々年中来れで多く気黄池の所が／金を使
平和になったわけです 同時に私の方の分も申知らせしたわけです
から区役所事務を停止所事務の御四確な数字
が分らないときは大雑把的何値と云ふ見当でつき出す私ですて
分撥款を受けるとし 残る者は帰国者のみ 任意的
条件で作くことにて致します 今の気新しく書き分かる
可き道であります

3 本日谷沢氏を訪問すると云ふことを得て取り急ぎ、
此の書を認めました 又日附と谷沢氏に一応話して置き
まった事内容つもりも申上げさ 何分御宛ない
為又[illegible] 件[illegible] 性[illegible]の[illegible]して置き
申す

沼上

二月二十一日。

二十日午後五時マクレナン辯護士

電話で次の意を傳へて來た。

受話せる者はパプオフのガーデナー氏

◎「デリゲートを、樞密院上訴を前提として

1、追放延期を請願する爲、派遣する」

各個のケースには關らぬ、

「政府の考は各國の家（追放さるゝ者）の主を追

放する目的として拘引しに來るであらうが、

妻が署名しなかつた時は残る事が許され

夫はPROTESTの下に行動する様に、

詳細は書面として通信する。」

前記の項目に對しては調査中であります。

CENTRAL COMMITTEE
スローカン區
殘留者中央委員會
SLOCAN DISTRICT

一九四六年二月十八日

バンクーバー中央委員会

幹事 白堀繁十郎殿

グリーンウッド

日本人委員会

委員長 宮下巌

一、聯絡協議会開催の件

過日吉田猶一氏本会を代表してBC州に於ける統一團體設立の件に付タシメ協議会と協議の上本会、右協議会開催の準備一切を委任されましたが今日まで適當なる期日決定に腐心して居ります。貴会の方はOKして呉れましたがタシメの方では十一日附御書面では二十七日に開会の運びに到る場合適當なる期日を指定して欲しい旨申し、貴会、中野様とも相談済でありましたが十二日附の手紙然るに之と打って変つた書面で（二月二十三日を期日として）吉田氏の名を以て各地に案内状を発送したとの事であります。本会よりは直ぐタシメに打電して本日は開会を如何、貴会初め各会附近團體は該期日に出席なし得るや問合せましたが未だ何等の返答なく本日又書面と共に十二月消印書面と同一のものが参りました。協議会だけは日系一人ぎめに二月二十三日と定めて已に案内状を発送されたのです。私の方では十分（予定）判決のあるから本日とせば其の他に付ても大会席上協議するの便宜もあり又可成速にタシメの要求する公共費も協議の上支出したく有ドて居ります。協議会では公共費は彼自身のみ支出して張るやうに広く張りますが東部への歳物（費）、送附した貴地并グリーンウッドのことは少しも考へて居ない其の他貴会に於て申取り貰ひになった公共費は少々あるものと思つて居ります。

親和会では自分の立て代へ公共費だけを頭割にて各地方分擔額を送付せよとしてあるが夫は当然でない各地の委員会の立て代へ金をも合算して分擔額と定めなければならぬと思ふ此の意味に於ても聯絡代表者会を可成早速に開き解決せねばならぬと思はれる

又本日の裁判の結果如何に依り人心の動揺も生じ本会にも影響するものと思って居ります為め明五月二十二日の会を延期しなければと思ひます出来得べくは本会の本月中旬には開催したいと思ったのですが今は早や夫れも画餅に帰しました親和会が本開催の一切の準備を本会に委任しながら此度本会の予定期日は本月とかまはず自分で吉田氏の名をかりて当地に開催期日をと発表して居ります如何なる事情やら本会では了解に苦しんで居る次第であります尚又議案内状など吉田雅氏はスルーカンバレーグリーンウッドの代表となって発表して居りますが此点も了解出来ない吉田氏は本会の常任代表でありませぬあの時タシメ出張の時だけの代表者でありますこの点貴会に於ても右申上了解を御願ひ致しますタシメ親和会の新行動より本会の今日まで取り来った開催準備等すべては水泡に帰してしまいました

第一支會の昔も憂へたのは各地代表の旅費並に滞在の点でありました祝和會では祝和会議案の各地選出代表も残らず参加しなければ夫れ夫れ之大通域のみでは其の意味をなさないと云ふ意見であり夫れは本會も希望する所なのでありますの今日迄は境遇上之を実行することは甚だ困難であると思はれます併し来年で右実行が可能の場合にても止むを得ずスルーカン、タコマ、グリーンウッドの代表者も附近の代表者が、必ず統一部會を設立し共に参加する譬へは後日交渉の上適遇を得るならば成るべき事情なるものと思はれば統一部會の設立は[illegible]局の見込であると思ふのであります恐らく夫れは貴會に於ての同意のことゝ存じます

二、此処まで書いたとき貴會の電報を受取りました早速通覧しましたがタコマでは本會からの手紙を期日にて[illegible]関係であって何も返答ありません たゞいは早や來日はわかか のは開催出来るか分りません実に遺憾であります実は支会までで出上りくと希望したしありますが然し（今日の協会）斯くてはならぬと思ひますので期日は延ての日程にすることにしましたら祝和會からも何とか通知するのである筈だと思ひますから

以上

謹啓

昨日御電報拝見致しました早速今朝返電致して置きました詳細に関して御通知申上げます

一貴団体に於て四八四名に減しましたから（クリスプロードローズバリーからの取消の数が通知なし）ヘビヤスコーパス適用者総数一三〇名（リスト作成当時は一〇八）

二其の結果貴団体負担額総額は二〇九〇・八八弗で別紙御参照但し右村の人数詳細不明に付負担額は未了す総計として出してあります

1.三千弗のテストケースは一名当り二・二九弗

2.千五百弗の弁護士東行費一名当り一・一四弗

3.公共負担の一人負担額　　八九弗

計四弗三十二仙

本日の東京判決はレヂオで御聞の事と存じますが次に来る（べき）手段は最後の（ヘビヤスコーパスは成る事は御存じの事と存じますから出来得る限り早く御願申上げます

尚此の書面のカッピーをレモンツリーの内堀繁市氏に送附して置きました

別紙計算の表を御覧下され参考迄に御送附申上げます

草々

タシメ親和会社会部

中村宣雄

スローカン　一

斉藤健殿

昨日電報にて斉藤氏より人数の訂正の通知に接しましたから返電して其の詳細に就いて本日手紙を書きましたがカピーを当地に御送附申上ます

内堀繁市殿

謹啓　二月十四日附貴書マクマスター弁護士よりの貴殿宛書面並にイエスニー家族リスト有難く拝誦致しました

一、二月十三日附貴殿御申越のイエスニー家族の人身保護律、フォームの弁ごぷん確手鉾直にイエスニー家族に呼掛け手配致しフォームを作成致して申込の方を待って居りましたが本日締切りに係はらず一名の申込者もありません

二、イエスニー家族中、三名の妻の方で二名は二世（但し一世と結婚）なるも他の一世の妻同様の（前論帰本申請本人等は[illegible]居りません）夫が日本に送還されても本人等は帰国しないとの事でマクウイリヤム牧師を通して目下マクマスター氏と直接交渉中、（マクウイリヤム牧師の忠告により御地より御送附のフォームは夫と共に残る場合に使用致すもので牧師としては同フォームを使用せぬ様別のケースとして方法を取るが得策なる意見を申して居ります　貴地に於ても同じ様な人が二名あるかの如くに申して居られました）その意味で直接致す方針で今としては如何とも出来ません、

三、二月十四日附貴書のイエスニー家族のリスト御送附に付いて御立腹の由なるも当方にてイエスニー家族中、是非何名位の人があるか知り度いと申込んで来て居る関係もあり御願致した様な次第です　悪しからず

四、イエスニーに関しては貴地にて交渉中に付当会としては絶対に御地の指令通りに動きます　御健闘を祈る、

匆々

各文親和会孫会部、

幹事　中村重雄

レモンクリーキ、

内堀繁市殿

人身保護律適用者總數及各團体割當額（1946年2月8日）

テストケース，参千弗ヲ含ム

團体名	村名	国籍者	帰化者	小計	合計	一名割	各村ノ負担額	各團体ノ責任負担額
スローカン	ポプオフ	80	50	130		$4.05	526.50	
グループ	スローカンシチー	47	40	87		〃	352.35	
	ベイファーム	120	45	165		〃	668.25	
	レモンクリーキ	105	91	196		〃	793.80	
					~~484~~ ~~578~~			~~2090.88~~ ~~2340.90~~
グリンウッド	グリンウッド	108	149	257			1.040.85	
グループ					257	〃		1.040.85
ローズベリー	ローズベリー	25	7	32			129.60	
グループ					32			129.60
タシメ	タシメ	291	92	383		〃	1.551.15	
グループ	ケローナ	34	8	42			170.10	
	バーノン	46	12	58			234.90	
	オカナガンセンター	6		6			24.30	
	カムループス	15	6	21			85.05	
	リルエット	4	2	6			24.30	
	ピラミッドキャンプ	4		4			16.20	
	レバストック	2	1	3			12.15	
	グレーシヤー	4	3	7			28.35	
	ミント市	2		2			8.10	
	其他ノ區域	6	3	9	541		36.45	2191.05
合計		899	509	1408	1314 ~~1408~~		5702.40	5,452.38 ~~5.702.40~~

テストケース　$3,000　一名當リ　$~~2.14~~ 2,29　＝$~~3013.12~~ 3009,06

マクレナン氏
実行費　$1,500　一名當リ　$~~1.07~~ 1,14　＝$~~1.506.56~~ 1,497.96

共同負担費　$1,169.68　一名當リ　$~~.84~~ .89　＝$~~1.182.72~~ 1169.46

合計 ~~リメイン並権利擁護~~
運動事務費　$5,669.68　一名當リ　$~~4.05~~ 4.32　＝$~~5.702.40~~ 5,676.48

備考　四捨五入ノ關係上$~~32.72~~ 6,80 第二回目決算報告ヘ繰入レ
一千九百四十六年一月三十一日迄ノ總費用ヲ二月八日迄人身保護律申込者數ニ割當タモノ

一九四六年二月十八日

スルーカンバレー中央委員会

総幹事 内堀敬三郎殿

グリンウッド

日本人委員会

委員長 宮下巌

一、聯絡協議会開催の件

近日吉田龍一氏が貴会を代表してBC州ニ於ける統一團體設立御

ニ付タレメ懇親会と協議上右会、右協議会開催の準備一切を

委任されまして今日まで右通りなり期日は撰定に腐心して居ります

貴会の方はOKして呉れますがタレメの方では十一日附御書面では

十七日ニ開会の運ニ到り協合適当な期日を指定して呉い

結果は貴会、市部共都合悪いと云ふ返事で有りましたが十三日附の手紙

をば之と折って寄った御書面で二月二十三日を期日とされ吉田氏の名を以て各地に案内状を

発送したとのことで有ります本会へは届かぬ為、又打電して十日に

開会しては如何、貴会初め貴会附属團體は延期は、

出席者得られ代表者で開会せましたが共に話し何等の返答

なく本日又書面を受取りましたが十六日附書面と同一のもので有りました

懇親会だけは日本人一人ぎめニ二月二十三日と定めて已に案内状を

発送されたのです私の方では十八日（日曜）判決のあつた事本日と共に

其の判決に付ては大会席上議に協議するの便宜もあり

又可成タレメの一要求する公共費も協議の上支出したく

存じて居ります懇親会では公共費は彼自身の好み支出して

頂きたく考へて居りますが東部の議費、送附した貴地方

グリーンウッドのことは少しは考へて呉れない又其の他貴会と様々

中取り残した公共費は少々あるものと思って居ります

親和会では自分の立て代へ公共費だけを頭割りで各地方公擔額を送付せよとてあるが未だ到着でない各地の委員会の立て代へ金をも合算して公擔額を決定しなければならぬと思ふ此の意味で渡米聯絡代表者会を可成早速開き解決せねばならぬと思はれる

又本日の裁判の結果の都合に依り人心の動揺も生じ本会にも影響するものと思って居ります先月二十三日会を延期しますると思ひます出来得べくは本会の下旬頃本日に開催したいと思ったのですが今は早や兎も画餅に帰しました親和会が本開催の一切の準備を本会に委任しながら此の本会の予定期日は十日とかさず自分で吉田氏の名をもって各地へ開催期日を通知して居ります如何なる仲違ひ意識やら本会では了解に苦しんで居る次第であります当人は案内状だが吉田耕氏はスルーカンバレーグリーンウッドの代表となって出席して居りますが此の点も了解出来ない吉田氏は本会の常任代表でありますが此の（あの時）タレメ出張の時だけの代表者であります此の点本会に於ても右申了解を得度い致しますタレメ親和会の如き行動より本会の今日まで取来った開催準備作業はすべては水泡と帰してしまひました

第一 本會の最も慶んだのは各地代表の諸君 進川 添田守の
兵でありました 就和會では 初和会諸家の各地聯盟代表も
然らず参加しなければ 言ひ三大通訳のみでは其の意味を
なさないと云ふ意見があり 然れは本會も希望する所であ
ありますが 今日の五月の境遇上之を実行することは甚だ
困難であると思ひます 仍ち不在ければ 在実行不能の
場合にでもやむを得ず スルーカン、タレノ、グリーンウードの代表者と隣近
の代表者で 加ふる力統一聯盟を設立し 其不参加者
諸氏は後日交渉の上 [illegible]
なったのを見ても 統一聯盟の設立は 総員の意志で
あると思ふのであります 努めらるれば 本會へ 統一の目的
のこと存じます

二、此処まで書いたとき 本會の愛故に文部省は 早道
通告しましたが このたびは本會から電報で 聯盟に関係
であって 何もし返答ありません 今では早や本日においても
には用法でありませんが [illegible] 只今実に当道でありますが
実に本会まで 以上いろいろと本書したこともありますが 然し
全市の場合
新しくではないかと思ひます 期日に迫て 内容は
することにしましたら 就和會からも何らか返事が
ある筈だと思ひます

以上

謹啓
昨日は電報拝見致しました早速今朝返電致して置きました詳細に関して御通知申上げます

一、貴団体に於て四八四名と減じましたのは六〇カシーロウトローズバーグにて取消の数の通知有之、一八一にてテーバス適用者総数一三二四名（リスト作成当時は一四〇八）

二、其の結果貴団体負担額総額は二〇九〇・八八弗で別紙御参照、但し右村の人数詳細不明にて負担額は未決す総計としてあります

1. 三千弗のテストケースは一名当り二・二九弗
2. 千六百弗の弁護士東京派遣一名当り一・二四弗
3. 公共費拠出一人負担額　八九弗

計四弗三十二仙

本日の裁判判決はレヂオで御聞の事と存じます次に来る手段は会の評議の上にてテーバス作成の事は御了承の事と存じますから出来得る限り早く御願申上げます

尚此の書類のコピーとしてもう一通を内堀警察市長に送附して置きました

別紙訂正の表を御覧下さる参考迄に御送附申上げます

草々

タコマ親和会社会部
中村定雄

スローカン
斉藤健殿

昨日電報にて斉藤氏より人数の訂正の通知に接しましたから返電して其の詳細に対して本日手紙を書き出しましたがこれと当地に御送附申上ます

内堀警察市長殿

謹啓 二月十四日附貴書マクマスター弁護士より貴殿宛書面並にイエダニー

家族リスト有難く拝誦致しました

一、二月十三日附貴殿御申越のイエダニー家族の人身保護律、フォームの件とぷん

確乎致し直にイエダニー家族に呼掛けて手配致し、フォームも作成致して申込の

方を待ちて居りましたが本日締切りに係はらず一名の申込者もありません

二、イエダニー家族中、三名の妻の方で二名は二世（但し一世と結婚）なるも他の一世の妻同様（勿論帰国申請に本人等は署名して居ります）

夫が日本に送還されても本人等は帰国しないとの事で、マクウヰリヤム牧師を通じて

県下マクマスター氏と直接交渉中（マクウヰリヤム牧師の忠告より御地より御送附の

フォームは夫と共に残る場合に使用致すもので牧師としては同フォームを使用せぬ様別の

ケースとして方法を取るが得策なる意見を申して居ります、貴地に於ても同じ様な人が

一二名あるかの如く申して居りました）その意味で直接致す方針で会としては如

何とも出来ません、

三、二月十四日附貴書のイエダニー家族のリスト御送附に付いて御立腹の由なるも

当方にてイエダニー家族中是非何名位の人があるか知り度いと申込んで来て居る

関係もあり御願致した様な次第です　悪しからず

四、イエダニーに関しては貴地に於て交渉中に付当会としては絶対に御地の指令通り

に動きます、御健闘を祈る、　匆々

タシメ親和会和合部

幹事　中村宣雄

レモンクリーキ、

内堀繁市殿

二月二十日

マクマスター氏よりの通信要項、

一、グリンウッド代表者会議に出席者のパーミット問題に関し、ピッカースギ[illegible]より許可を受ける事が出来無かった事を謝す。然し乍ら、人身保護律一般費（三十弗）の中貴方達の負擔額を集める事の煩雑なる事の無い事を信ずる。

× 一、貴方よりの入国願書を通じての帰国申請取消に関しては、同書式に署名して送附して貰ふ様願ふ。

× CERTIORARI適用費用に関しては此の方法を適用成功すれば、人身保護律の代りにする事が出来得ると考へる。若し斯くする時は費用を此の上大きくする事は無い筈である。

此の方法の長所は、保釈取る前に取引されるかも知れない事が無い事である。貴局委員達との取決めを適当になさる様願ふ。

二月十七日、　マクマスター署名、

斎村達、

RAL·COMMITTEE
區委員會
DISTRICT

二月二十五着電報

上院議院下院政党領袖連、各地代表、教會関係リーダー学界代表は打つて一丸となり首相と面談し、追放政策停止を[illegible]要し、一歩をゆずる時は枢密院判[illegible]延期を願ふべく運動開始したり。枢密院議[illegible]は約六ヶ月より一年かかるものと思考す

日高

時局対策中央委員會

二月二十六日

別紙の如く大審院判決に依[illegible]ある妻及び子供の名簿及び[illegible]も早く集めたいと存じます。

範圍は、

○一、加奈陀出生で署名しなかつた妻
○一、帰化で署名しなかつた妻
○一、其の他署名しなかつた妻
×一、子供（十六才未満）
×一、其の他追放に依り権利剥奪せる十六才未満の二世及び三世の数（無論此の場合は帰化者[illegible]者を問はず）二世家族は除外、

[illegible]建

[illegible]

一九四六年十二月廿六

スルーカンバン中央委員会

内堀敏市殿

グリーンウッド
日本人委員会
上肌

一、謹啓
東部ゟ裁判の様子に付しマクマスター氏より通知ありましたが電文はっきり了解しかねるので本会より早田郁夫氏宛打電致しました近日おつゝき返電ありました御参考の為めに送附致ます
当方アメールン君の上い矢の送附致します

二、何うか[illegible]よせて本会代表者を御地へ派遣するか又好機会あらば御地から当方へ御出張なさうすれば聯絡協議会のことも話合の上二ヶ所の代表によりて樹立さすの見込なきにしもあらずと存じます其他よき思案あらば御返言願ります

以上

（ ）
国会が変更されて、
ピッカースギル少数の人が居れるようになるが
あろう。
その中で夫が眠っても妻が止まりたい場合は

相B.ハドソン判事.TWエスデー L C.ランド R L.ケロッグ
の意見は閣令の中に妻子を送還するは越権である.
婦女子.日本行きの意志があるかとは関わらない.
カナダ政府は日本へ送還せと要ものは送る~~者と~~計画です
~~と~~四人の判事 人道上から強制送還は出来ぬ
エスデー判事~~は~~の意見ではどうしても場合は◎閣令を作り直
して取扱ふ事出来る.
閣令は、英国臣民で既に申請しなかったもの、
夫が日本へ送らるゝ時は此の口に添ふするように
出来る◎ 規則を作るは困難である.
子供が~~達早~~場合両親が離れる場合は
此の口に止まる~~事~~が出来る.
二十四千人の中一万人は既に申請してゐる.
の中五千人のカナダ生れが居るが其しも
送還する~~されてゐる~~予定である.
マクマスターはスーラ院に上訴する.用意している.
大陸也閣令を婦人と認めなかった、の
政府の方から居らい居る日本人を送り込みとさせる
それをソト上する

マックスター氏よりの通信　二月二十三日

大審院は司令　敵国人の来行〆命令を有す

や[illegible]出来る。

其方には法判明らん（逆）還送出来ぬ。

臣に　国（法務の）法務大臣は（三千五百は）陛下のもつと還送し権能がある。

（還送し）一加奈陀国防法に依り抑留中のものでも日本人として

附帰は申請して在る

二、帰化人で（九月一日一九四一年までに帰化したもの）

三、二世で帰日命令があるまゝ渡航するつもりのもの

四、帰日（逆送された）もの、妻子

帰化は逆送されないから市民権を失ふ。（英国臣民及加奈陀）

帰化は申請にサインしておいても再調査の後に

逆送されないものもあるであらう。

T・リンアレット、P・カーライル及R・タスチエアルー閣下は

司令は越権にはないと判定した

謹啓
二月十九日貴書落手拝讀致しました種々御質問に関し左の通り箇條書にて御返事申上げますが今頃に成て貴職よりかゝる御質問に接して実は意外に感じて居りますが種々文通せし日附並に電報のカピーを御送附申上げ改めて御考慮願上げます

一、一月廿八日マクマスター氏との契約書メモランダムは一月廿八日マクロイリヤム牧師、御地御訪問の節、ニューカナディアン紙上の人身保護律無料廣告の説明書と同時に御依頼申上げ二月二日附カピーも同封致して居ります。

一、二月四日附電報にて御地にメモランダムに関し別紙電報通り御問合せ同日同じく貴返電に接して居ります（他の書類と、ドーロンベリーに同封はOKの返電）右の様な訳で以下貴方に於ては弁護士とのメモランダムはあると存じますが尚改めてカピー同封致して置きます。

X 一、二月二日（四日？）附にてマクマスター弁護士より手紙が来たので当方より其の後にバーゲンの事に付て御返事申上げます

カピーを送つてきたのは其の事に対し若し御質問があれば其の意味何故御遠慮なく問合せ頼んであつたのか わざ〳〵貴方よりJCCDに問合せてまで御尋ねにならなくともと考へますが貴方の手元のカピーですむと

「バーゲンに対する理解は得て居られる事と存じます
何分にも我々は法的に於ては一々と兎や角論じねでは際限がなく或程迄信頼しある弁護士の意に添ふ事は（悪いと思はぬ限り）当然ではないかと存じます此の問題に関し当分はマクマスター氏に対し何等返事は致して居りません貴方にカピーを送つた迄です」

「とかく御意で文通して理解し行く上に於ては充分調査致して行きたいと存じます貴職も多忙の事と充分御察し致して居りますが当方としても毎日〳〵事務の整理で追ひまくられて居りますから若し不理解の

其かあれば御遠慮なく御問合せ下され御互が固く團結して行く事が
最大急務かと存じられます
貴殿から中央委員会への書面のカッピーを必ず送って呉れとの御依頼は或る
第三者に渡りますが時に依っては危かる事がありますが悪意はなく
事務多忙の為御了解下さい
一、御依頼のイエスニー家族の費用五千弗の援助方に付いては二世協会に申
傳へて置き先日大会を開いた際一般に援助方通達は致して置きました
当会としては常に申上げて居ります通り費用の困難で如何する事も
出来ない事情御賢察下さい
是非先日御頼申上げた如く（電報にて）テストケースの費用とマクレナン
東行費の二件分を出来得る限り早く御送金御願申上げます
草々

二月廿五日

タシメ親和会本部
中村重雄

スローカン中央委員会
理事　内堀繁市殿

全カナダ中央委員会
梅東前村建殿
ケノ親和会

謹啓
壹月廿附電報拝得し当会中は詳細ヶ渡り協議致し本朝電報を以て御願致し候次第ナリ。

貴電に同じく此後種々な団体の割当額は剰す負担額は当会として一応保留致し度尚其御協議中なる件故当会として未だ御承知の通りニハタ並復セノテストケースニ三千弗位立ニ関し請求がある位にて同会負担額は早急に準備致す必要ある事は御同意の事と存じますが当会としては既に御承知の通り運動貴会[illegible]致し[illegible]併せ三千一千の計画の千五百弗右の割当額一名二弗一年の割当額一ヶ年に[illegible]御送金方御願申上ます同会の割当額

は尚協議致し度く決定致しましたから当地

四十八名の金額何卒御願申上げます。

以上貴地を四十八名と致し

三十七名頭割額 一名より $2.29 × 484名 = $1108.36.

又十一名頭割額 〃 $1.14 × 484名 = $551.76.

$1660.12.

何卒宜敷御願申上げます。

草々

十一月十五日

二十九人中によりて親和會書面か

有村

[illegible]様

CENTRAL COMMITTEE
スローカン區
日系人中央委員會
SLOCAN DISTRICT

1

Mr S. Uchibori
Lemon Creek
B.C.

Feb 26th 1946
Greenwood B.C.

拝復 御書面拝見 種々[illegible]させ下さいまして有難う存じます 左に貴書の要点に付き御回答申上げます

1. B.C.州日系人の統一団體設立の件に就て今や迷宮に入りました 然しながら該団體設立の必要は更に痛切を感ずるものであります. 依て何とかして其の運びをつけたいと思ふて居りますが今は早や東西三ヶ所の代表で會合なども中々容易でなく実行不可能のと存せられますから せめて本會代表でも御地へ派遣し貴會と相談の上タシメへは文書を以て交渉することにせば何とか成立の運びをなし得るものと信じて居りますので代表派遣の件に付[illegible]工夫して居りますから何れ又都合つき次第御通知申上げます

2 タシメの焼き打ち事件に付ては本會に於て甚だ不満を感ずるものであり早速Mr McMasterへ本會は斯かる言動を容するものに非らざる旨打電致し尚タシメへは早速取消し電を発するやう申送りました同時に市民権擁護會へは激励の電報を発送致しました

3 統一団体の本部設置地の件は第一回會合に於て当代表と約束せし如くであり其は何等変更の意志ない本件の如きは枝葉の問題であって少しも意に介して居ない 要は誠心誠意を以て遂行してくれさへすればよいので貴地方へ設置するのを最も適当なりと信じて居ります

4. 委員会にしても又統一団體にしても可成的速に二世団體の結成を促進し第二世をして今後の運動の実権を委ぬるの最良なることは満同感であり本会としても其の方針を持し之が実現を希望して居るのであります

5. 公共費負擔の件には親和会より頻りに送金方督促して来て居りますが其の公共費の意味は親和会でははっきりして居ない本会よりは再三其の意味解釈に付て申出でましたが之に対し何等の回答を與へず只自分がマクレナンの東行費の立替へ金と其の他の費用を（親和のみの）各地の加入申請者の数に割当て致して各地より其々分擔額を送金するやう申し越して居りますが本会としては甚だ不可解である依テ本会の公共費に付ての解釈を述べて見ませう

◎ 1. 各地より東部にある市民権擁護會へ送った裁判費
2. マクレナン氏派遣費
3. 辯護士を招き研究したる費用
4. 各地代表の旅費
5. 其他一般目的のため各地にて支出したるもの

以上五項目を公共費と認めて居ります然るに親和会では第一項の東部裁判へ各地から送った金は算入してない只親和会だけの金を割当てようとするので其れは不当である[illegible]と思ひ貴会に於ても其の真意を御推察下さるやう希望する而して今度割当金は1.2.3.4項とし第五項のみは後日に譲ることとして然る可きものと思ふ親和会からも"公共負擔額は後日各地と協議の上決算することに決定した"と手紙が来て居ります

親和会では二月廿三日付書面を以て マクレナン氏への立替金$1500を
ヘビアスコーパスの訴訟費$3000.の其の二口合算$4,500を
割当額を送金方申越して居るが其会より明示しの割当費用
として出じ四、にあるものは各地代表の出張宿食費及吉田代表のタシメ
出張費をかへて更らにスローカン、グリーンウッドの東部裁判送
った寄付金を合算したものと各地の数に割り当てることにして
其の他の分は後日概況の上にしたい"タシメ立件パンフレット"費は亘るも
Mr マクウイリアム氏来市の時の話と大きく話の相違あると認め
ますから当会も似合い譲るとして今回の分担額総額は下記の
如くなります

1. ヘビアスコーパス訴訟費	$3000.00
2. マクレナン弁護士費（東京）	1500.00
3. 親和会支持弁護士費	450.00
4. スローカン同上	360.00
5 スローカン代表グリーンウッド出張費	53.55
6 マクウイリアム代表旅費（グリーンウッド出席）	22.90
7 各地代表者宿食費（GREEN WOOD）	27.35
8 吉田代表タシメ出張旅費	29.60
9. 本会代表グリーンウッド－グランドホーク グランドホーク－ミドウエ 間の旅費	10.00
10 吉田代表タシメ宿食費（親和会支出）	10.00
11. GREENWOOD 知友会より東部裁判費として送金	526.00
	$5989.40
12. スローカンバレーより東部裁判費として送金	$1000.00 ?

4

上記の通りでありますから何卒資金の送付せし（東京裁判費）を早速御通知下さい本会に於ても第二回寄付金募集の都合も御座いますので至急返事電報で御願します

6 此の書を認めて居る時 Mr. McMaster から裁判の大様を云ふて来ましたので早速今晩委員会を開催して其の報告や注意をすることになりました 則ち妻や子供が夫と共に日本へ帰るといふやうなことのない様又政府から調査に来たなら、確答しないやう可成政府に手数をかけるようになるやうに仕向けねばならぬことを篤と注意する筈であります 日本人同胞に慎重の態度をとるやう希望されたい

以上

二月二十六日　　時局対策委員會　森井健宛

マクニスター通信要項

一、マクレナン氏を通して報道してある如く、サーシオラリ方法は人身保護律適用方法と同様なるものだ、筆者は両者併用を志して居る。

一、此の費用の點で、増加する必要を認めてゐない。

一、閣令P.C.七三五五第九項は大審院判決に於いて權限内なるも抱含する所では無い點を明確になされたる事を聞た。此の見解に依ると、労働大臣に依り追放命令が発せられれば、適応者は当然法的拘留に入る事と見られるが、人身保護律適用の道は開いてある譯である。

一、我々の関心を持つ事は、人身保護律適用前に日本人当事者にして現住所より動く事無き様一刻も早く行動する事である。其の後、最も適当なる行動を取る事を考へて居る。

一、バンクーバープロビンス紙記載事（二月二十日）は不幸にして筆者は確たる事かまだ無いが、加奈陀帰化人の立場に関しては大審院判決でも異論があり、彼等が加奈陀帰化人の立場を云々するとて現在で

は法令では無いが、此れは枢密院に上訴する際に於いて有力なる資料となるものである。

云々

此等の御答は小生が質問に対し送られて来たる物で

一の點では、既送の電文の通り、確實可能性が存る事を、代は言って居り、

二の點では御地の疑問があると聞いた事に関しては答者ともなればと思はれます。

早々

尚同封のビクタースギル返送届写し御返し下さる様御願ひします。

CENTRAL COMMITTEE
スローカン
時局對策中央委員會
SLOCAN DISTRICT

三月一日

スペイン領事を通じて帰國申請したる者の
取消に付てマクマスター氏より次の手紙が来
て居ります。

要項

一、先に取消書と否とに拘はらず同封の書式
を以つて取消申請をすべきである。

一、連署でも良いが、數員に渡る時は各員の上部
に次の文を記入すべきである。

一、署名は有り二紙に署名し、原文を大總領
事宛に送附し、他は保持して居るべきである。

一、此れは至急實行すべきである

取消文要譯

フェベック州モントリオール市

スペイン總領事宛

貴官或は加奈陀駐在スペイン領事を通じて日本
帰國申請或は帰國要請書とも見なされる
かも知れぬ書を提出する

亦一部の者にして概申請の取消を成せるが
受附の確實なる事

我々は、各自署名の下に日本帰国の希望、或は
加奈陀政府或は他の方法に依る日本帰国の
要請或は書を現在迄に貴官或は他の者に
提出せるを此際に取消を成す者なり。

年　月　日

ビーシー州　スローカン

署名（連署）

以上

マクマスター

注意としては此の書式は概申請を署名を
以て出せる者のみに利用するので、単に人名簿
を以って申請せる者に対しては照会中

電報に依る

健

COMMITT
スローカン區
SLOCAN DIS

スローカンバレー中央委員會
理事　内堀繁市殿

タシ親和会本部
中村重雄

謹啓

二月二十三日附インタニーに関するの件に付ての御芳書落手致しました

御主意通り関係者に申伝へて置きました

先便にて御通知申上げし通り当方に於ては三名のインタニー家族が留りたい旨申して居り他は全部帰国致す者は何かと存じて居ります

世帯主一名の申込者もありません

右申せし三名は二名は当地生まれ一名のみが十五才以上と成って居りますが何分帰国申請書に署名致し居らず且夫が送還されても当地に留りたいと事にてマクウィリアム牧師を通じて直接手續致して居り親和会本部と致しては書類を取るべき手段もなく従って本部よりし貴地に御通知出来ざる次第何卒御了解御願申上げます

仰右三名に対しては貴意を傳へて置きました

草々

二月廿六日

二月廿一日附

トロント、ブルイン氏から晩亭のマクマスター氏宛の手紙の写し　意見書

当地代理人（国際オタワ）は出来るだけ早く今回の九十頁大審院判決の理由書

を手すべく努力中、理由書は全部で百ページ（三万二千言）に及ぶと言ふ

一、トロント スター紙は大審院判決理由書の大要を掲載、また要点を

閣令は個人の人身保護法、権を剝奪し得るものと解釈される

一、大審院長、リンフレー、判事カーウイン、判事タシエルーの三名は

戦時法の下に政府は全般的に権能を持つ事を主張し これを更に（理由書）では

強く主張して居る様である

一、他の四名の判事は、

戦時法は政府に加奈陀市民を強制的に~~追~~追放（送還）する権能を与えて居

らずと意見一致。

但し右の内エステー判事とハドソン判事の二名は特殊理由の下に

帰国申請を為した者に従って申請者を送還し得る閣令の部分

に属するものは術語的から言えば全然の送還にあらずと断定して居る様

である。

以上の点帰国申請を撤回したか否かの問題を見落して居るので従って

強制的追放か送還か全然判然とされて居らない。

枢密院上告の可能性あるのは言をまたず、成功の点は充分確信を持つ。

判決理由書を見なければ、ナショナルの立場に関しては今何とも言へないが

兎も角も当方主張の通り、今回の計画は分離し得ざる一体のものと

見做さるべきであると考へられる。大審院判事の大多数は、外人、帰化人、

ナショナル、妻子の四グループの一つをも差別視した関係上閣令全部は

失敗に帰すべきものと考へられる

大審院判事多数の意見では帰国申請者の自発性に立脚して人身保護法に係るケースの要目を奪ふ

上に非常なる助けとなるものと自分は思ふ。

大審院判事の大多数は送還閣令の職に就て其の憲法上の合法性は帰国申

請の自発的性質に依存して居る事だけは明白にされて居るものである。

此れこそ各個のケースを決定する上に帰国申請書のサインの点に [illegible]

下されるかどうかに依り重大性を帯びてくること明かである

秋葉 佛之

（これは先の頁で付け入れて置いて下さい　判決理由書を先方の掴

上で弁護士から報告されるまでの間の参考として常務委員は

上を注意で他の委員にも発表しておいて下さい）

LL H160R1

17-5

二月廿二日附の御芳翰拝見し再三繰返して讀返しました 常は忘れませんが再三の書信に對して返事を差上ぐべきでありましたが同僚間に病人が出来て（風邪）男性を抱え居りましたから遂に今日まで失礼して申訳がありませんでした。

率直な御手紙誠に結構であります 左に其の信ずる処を申上て私の返事と致します 先づ第一に東部に於ける大審院判決の問題でありますが別紙のブルーイン弁護士からマクマスター氏宛來た手紙の日本譯を封入して置きますからそれをお読み下さると其様子がお判りになる事と思ひます。枢密院に上告する件に要する費用の問題でありますが 之れは今回の訴訟を起す為から其の費用は聯合委員会（コーポレーチーブコミッテー）で支出する事になって居るので今後ともそれに委せて宜しうあります（註 此の点は公表を差控へて下さい 実は白人方面から寄附それでよいとは見て見ぬ訳には行きませんので若い日系人方面からも出来る丈け貢金調達すべきであると現にトロントの市民権擁護委員会が善処した次第であります）以上の次第であるし それに上告をする前に先づ政治工策も必要との事であるから目的を達し得られるならば あへて上告する必要もあるまいと思ひますから 今回の判決で政府は表面勝利を得た事になって居るが それを実行するに及んで非常に困って居る事は事実であります サインをした者と十六才以下の子供を追放する事は出来ないと判決された點であります 内地も然うと思ひますが當地では イエタニーの意は只一名政府職人をのぞく外全部サインをして居りますので 従て人道上夫婦別れを強制する事が出来ない為め或はイエターは送還をすれならふとさへ考へ及ぶ状態で 政府職人の子供が絶体に日本へ行かぬと意志表示する様になりました。従って御地方面も如斯した人々は子供の意志表示を政府に上申させて下さい（タイプしたものでなく和文でも結構自筆でもよいと発送する事）私からもマクマスター氏からも富合御地方面に要求して来ると思ひますが万一送還される場合はベビーまでも全部の子供は加奈陀に残して置いて帰ると言ふ建前で子供の数を報知して下さい（日本人として子供を残して帰る者は実行出来ない事は判って居るが之れも戦術である 政府の困って居る点を捉かうとするのが政府を退却せしめる要件である 之れは一々の意見を必要としないから貴兄から各地のリーダーで内々で相談して各地から子供の数を報告して貰って下さい）此の問題は万一敗訴（H.C.）絶体の敗訴はあるまいと確信をもって居りますが 万々一敗訴して帰国しなければならぬ様な場合に到って子供を引連れて帰る事には差支ない訳であるし 之れをする事は政府にとっては大打撃をする事と思ふから今の場合子供は全部残すと言ふ戦術こそ政府を困らす一大手段である 政府では市民である十六才以下の子供は送還せず保護する点で万一大多数の子供が残留すると其の費用に大変であると心配して居るとの東部からの情報でマクマスター氏も此の戦術を実行すべきであると言って来て居る 其内容が表面に出ぬ様にと云ふのは秘密にされて居る次第であるから其の通り御報知する次第であります それから十六才位の子供は自分の意志を発表し得られる年齢であるからどし〳〵上申させて下さい 以上を見て頂くと東部に於ける運動の様子が判明する 先、聯合委員会が主となって上告する以上B.C.州の者は全的に之れを支持する事こそ必要であるのが其意味で当方では全的に賛意を表する事であります。之れに關しては各方面の皆様が相談するまでもなく皆々不賛成の者は無いでもとの確信をもって居る次第でありますから其点誤解なき様御申報して置きます。

第二、帰国希望続出すると送還云々の件は飛んでもないデマであります。帰国希望者は事実一日も早く帰り度い念に燃えて居る事は事実であります 親和会社会部では二部に分れて研究実行して居りますが残留希望者に悪い結果ともなります様な事は絶体にしないのみか 帰国希望者は送還者として（自費帰国者 其他はカストデアンに申請をした者であるが 加奈陀に對して不忠誠であるでもなく自分等の依て根底からくつがへされた 家庭の都合上止むを得ず又一身上の都合で帰国するとか帰国申請署名時一般的な強制された事実もあるは間違ないとも認めて居る点の上申書を政府の要路の様に致して居るのであるから之れも大きな誤解である事を私が證明して置きます なる程個人としては帰国する方が日本國家に忠なる者とする 不德な言ひ方ですが失礼とせめ、然し之れはほんの数へる程しかない程度であります 余談ですが言うて居ります様子を帰国者のリストを絶体に当方の採用しては居らず方針を今日までも実行して居ります次第であります 如何する点で誤解を受けぬが見えぬのでありますが一度左の

WCH150R1

17-5

様な事件がありました　それはRCMPのブラッキー　デビッドから当地のクーパーを通して保団者のリストを出せないかと言って来た事がありました　それはトラブルをさけたい為めで第一線の保団者会員のみを選んで一度つかうぞと言う事でありましたが、当時マクマスター弁護士と相談した処　全民同体体に協力しては宜しいと言って来た様な訳でありますが其時弁護士からビックスキン氏と大声で喧嘩となってRCMPから其件は忘れ去れと電話を掛けて来た事がありました位であります　又保団者側の委員から色々要求を提出したは事実であります　十六才以下の子供の参加権の要求、持ち物の重量増加、船中の設備に関して、等々の要求を一々運んで実行を約されたものもあり又未決定のものもあって保団者の為め出来得る丈け好条件を獲得する様に勤めて来たのでありますが決して残留運動を支障とする様な事をやった訳ではありません　其点は充分了解して戴き度いと思います。以上を了解して下さると抜打的でも爆弾的でもない事は判然して戴かれると思います　今後とも御不審の点がありましたらば率直に聴き合って下さる様お願い申上ます。

第五　公共費の共同負担に関する件でありますが御地中央委員会の意義もね見て居ります　此の件に関しては陳謝根據に依って充分了解を得度いと思って居りますが遂に不信者に依って甚だ不面目な事と思って居りますが　実は当地が代表として佐々木繁弁護士近藤喜一の三氏がグリンウッドへ出張する事になって居りましたが実地に弁護士旅行許可の発給が出来ぬ旨を電話で来ましたのでと言うては其の事の所以です弁護士が所謂照会した次第でありまして然るにスローカン方面から出張せよと言う判非常に抵抗があると甚だ遺憾と思う次第でありますが　幸い機会を見て孰れかの場所で集合する機会をつくりたいと思うのでありますが実は一度御地方へ伺い度いと思いながら其機会を得ずに困って居ります。テストケース費や弁護士費用等出来るだけ早く割当額の支出を致して置きます　其他の共同負担費なるものは其四弁護士の手数料及び金融及各地との連絡費であって其内訳は御地方を除くグリンウッドを始め其他地方のは人身保護令のホーム等を出張して作製し供給したり各地より集ったものを再調査したり御地のカーボンコピーを作製したり各地からの諸令状に對する送信費又各地の報告書の通信費等凡ての為めに支払った金額は一仙もない訳ではありません　先般配布した報告書は第四のもので各地で全般的な其の公共費は報告書の第四節の決算報告書は作製したと一般の負担を致し度いと考へて居りました地方的の運動費と一般的な運動費は区別して公共的なものは一般で負担すべきものと当方では考えて居ります様で御論争への寄附金等は各団体の仕事であって一般的に負担すべき性質のものではありませんから各地の為める丈ける費用は其団体の負担である事は勿論でありますから先に差上た決算報告は今一度検討下さいます様お願い申上げます

第四、BC内部の件に関して。先づ連絡協議会を開催して内部の決定に依り今後の運動方針等を決定する事であります　先づ現在即ち当方が実現する様な事は出来なくなりましたが先づタシメでは決してスローカンバレーは部落を撤退するに反對するものもなく大局から見てインテリヤタウンの生命を何時まで続くかを予慮の上一時的な内部の決定か又は各方移動を要せざる地方たとへばバーノン方面かケローナ方面の決定するは妥当と考へた次第で之れも根據の上で決定すべきものとの見解を有する訳でありますが其の根據は先に実況の如く二世を[illegible]錆として一世は之を支持援助する迄来まで行く様に協議をするべく用意をし居り代表の二名は二世を加へて居た次第であります　当タシメでは実況の如く表面は市民協会の名に依って事を実行しつつあります　御承知の事と思いますが此の残留運動を主宰すると同時に日系市民協会を設立致しまして二世帰化人の参与に顧問としてマクマスター、ファーネル両牧師、ミスマクラクラン先生、内田幸太郎新来者部及び料等を選び今は青木為雄、坂本、由田一雄、今井純一郎先づ幹事長、芸井、日系、近藤、等々二世の各の幹部で財源は一切我等の負担として一世の同情の成功せる迄実際的な仕事をして来た次第である帰化人、日系人の為めに極力表面の運動を続けて居る様で今後は出来現の如く行くと言っても申請書の署名を取消したりする様な一世でも表面に立て行く訳ではありません　当方でも日系市民権擁護協会の設立は熱望ともすれば之に對する理由なく各部落の場所等も相互に相談協議の上決定すべきであると考へます。

以上で御不審の点を大体申上げたと思いますが　尚未だ長文になりますので為め紙葉で御判読下さる事を大変と思いますが　何卒其点は[illegible]

一九四六年二月六日

内協鈴市殿

グリーンウッド
日本人委員会
中西 小義

諸賢 日本僑胞（日胞）の会館設立の急務なるは今更痛切に
感じて居られる事と何卒之を実現を期し度
ますので吾々当地の各部落よりスローカン行の旅行パミット
依頼し早速晩市日系人移動局長メーンを通じ申請し
ました或いは許可なるやも知れないと存じて若し之れが
実現すれば総会事務所即ち会館の全権代表として
当地へ来て下さい（電報で通知します）から当地方の各部落
代表と会見し協会よりてスローカンの代表として（加マクウイリアム）
全権を委任（せ）を持たせて会見後事業上目的
全部の会合を意味するものを望むことになりて
先ず中央統一部落を設立したき存念と有之共々
共会に於ては中々協力すること併せて相談しますが
如何で早速市立の（通知します）パミット許の
あり次第出発し御了解の上意見を承りたい

以上

Uchibori duplicate

追放に関する閣令 P.C.七三五五

オタワ政府当局に於て一九四五年拾二月拾五日カナダ總督に提出

日本帝国と交戦中多数の日本国籍者は日本に同情し又は支持すべき感情を帰国請求又は其の他の方法に依って明白にカナダ政府に知らさしめる理由を以って。 又それ以外の日本人種系の者が日本に行き度しと請求し又は今後する関係上。 又右記の人々を追放する時には種々の用意ん手段をとるべき必要性がある関係上。 又戦時安全、防御、平和、秩序又は加奈陀の安寧を保つ為それに依って必然手段をとらなければならない関係上それ故に加奈陀總督は労働大臣の推奨に依り又枢密院の同意の下に又二〇六章の一九二七年発付の加奈陀修正法令に依る戦時對處法の権能の下に此の法令を茲に発布す。 ◎法令

法令に含まれたる文字の解釈

A 追放又は送還なる文字の意義は此の法令の権能に依り加奈陀の何處からを問はず其の人を加奈陀国外に退去さす。

B 追放又は送還されたと云ふ意義は此の法令の権能に依り加奈陀政府から退去せしめられた事を云ふ。

C 大臣なる意義は労働大臣を指す。

D 帰国申請と云ふ意義は日本に帰国したき旨又は日本に送られたき旨を示す請求書又は声明書を意味す。

◎凡ての拾六歳以上の加奈陀居住の日本国籍者（加奈陀臣民以外）にして

A 千九百四拾一年拾二月八日以後即ち加奈陀政府が日本宣戦布告した時日以後帰国申請したる者

B 又加奈陀防禦法令或は一九四三年拾二月拾五日付の閣令P.C.九四六六及一九四五年八月拾六日付にて修正されたる閣令P.C.五六三七の條項に基き、何處にでも現在監禁せられて居り又かく一九四五年九月一日夜半まで監禁されたる者は日本に送還さるべし

◎帰国申請せる拾六歳以上の加奈陀居住の凡ての帰化日本人種系英国臣民は一九四五年九月一日夜半迄に帰国申請取消を文章に依って申込まざれば日本に追放されるべし

◎帰国申請せる拾六歳以上の加奈陀居住の凡ての加奈陀出生日系英国臣民は大臣が其の追放命令に署名する以前に帰国申請取消を文書に依って申込まざれば日本に追放さるべし。

◎大臣の命令に依り送還されたる右の人達の妻及拾六才以下の子供を含め共に送還さるべし。

◎右の第二節の條項に基き帰国申請は最後的且つ不変更なるものと認む

大臣は

A 送還さるべき人に追放命令を発すべし

B 適当なる手段をとって各自の送還、輸送、留地、風紀、食物、宿、健康及安寧を送還さるる迄整備すべし。

C 此の送還命令を遂行するに適当なる規則を発すべし。

D G-O-V-E-R-N-O-R-I-N-C-O-U-N-C-I-L の承認の下に官吏或は雇人を使用し大臣の命令遂行に援助すべし、彼等の報酬は大臣が決定す

E 時に應じ外の人を選定する權を有し、その人は大臣に代って四B項の實行に當る權力を持つものなり

大臣が発する追放命令は発せられたる日を以て有効になるべし

八、追放命令を受けたる凡ての者及び帰國申請した者にして命令なしに日本に行く者はその時の事情が許す限り左の資格を有す、

Ⓐ送還者は自分の所持金又は貸方勘定を適当なる外国為替に両替し或は第七項に基て大臣より規定の金額を各人に支給を受け、しかしてかゝる外国為替はカナダより持ち行くし得

Ⓑ帰国者はカストディアンに所有金或は貸方勘定を保管することを得（次頁へ）

17-3

[illegible] duplicate

（其の二）

一 それをなすに依ってカストヂアンはその人に請求額を供給し、それを以て外国為替に両替し適当なる時期を待って送り使ふ、差引き後当為替を手に譲渡す

Ⓒ 帰国者は大臣の許可の下に自分の所有財産を持って行く事を得、かゝる條項を履行する為に外国為替統制局は必要に応じ種々の便宜を計り許可證をも発給す。

送還された者或は帰国申請した者で命令なしに日本に渡航せる者の不動産、動産が帰国前に売却されなき時又処理されざる場合には、その品物は凡て当人の出発すると同時に自然的にカストヂアンの保管に帰する。カストヂアンはそれを売却するまで之適当なる処置をとって保護する。売却後カストヂアンは適当なる手数料を差引き、残金を他の資産と同様なる方法で持主に送金する

七、大臣は日本に送還さるゝ者の為或は帰国申請した者で命令なしに日本に渡航する者のため左の金額をカナダ出発直前同額と適当なる為替に換算して右人に支給す

A 拾六歳以上の者で最少限度二百弗を所持しない者に対してはその差額を支給して二百弗とす

B 最少限度二百弗を所持せざる者の被扶養者一人に対して五拾弗を支給し合計二百弗に被扶養者一人五拾弗宛を加へた額を与ふ

C この場合若し当人がカストヂアンにそれを差引く充分なる金があった場合はそのうちから右記支給した丈けの金額を差引く。

八、大臣は政府又は政府代理人と打合せてその支援をこひ法令遂行に努むべし

国防省は追放令を敢行するに護衛兵を用意する事

大臣は法令を實施する上にR.C.M.P.からあらゆる援助を成すこと

九、帰国を命ぜられその目的を以て拘留されたる者又追放実行の途上当命令第四項の下に命令或は規則に依り監禁されたる者は合法的拘留者と認定さる

拾、当命令細項に依る命令執行の警官又は義務執行者に抵抗し或は抵抗を試み又は妨害し妨害を試みんとせる者は有罪者と決す。

拾一、この何れの法令又はこれに属する何れの規則に背き又は従はざる者は有罪者と決せられ最高額五百弗の罰金或は十二ヶ月以下の懲役に或は同程の罰金懲役に処せらる

拾二、法令執行費用は労働省日本人部に割当られた戦時費から支払ふ。

A. D. P. HEENEY 枢密院書記官（署名）

帰化取消に関する閣令 P.C. 七三五六

オタワ政府官邸に於て千九百四拾五年十二月拾五日カナダ総督に提出

千九百四拾五年拾二月拾五日付の閣令P.C.七三五五に依り戦時中帰化人は帰国を請求し或は日本に同情し且つ支持すべき旨を明白に表示せり、かゝる行動に依って彼等は加奈陀に永久に居住する事は不可能と見做し右様の人々を送還する準備は出来つゝあり、それ故に加奈陀総督は国務大臣の推奏に依り外務大臣の同意の下に又二〇六章の一九二七年付加奈陀修正法令に依る戦争対処法の権能の下に左の法令を発布す。

帰化條令一三八章の一九二七年付の加奈陀修正法令に依て帰化せる英国臣民は千九百四拾五年十二月拾五日付の閣令P.C.七三五五に依り送還さるゝ日本人は加奈陀を去る日から英国臣民或は加奈陀臣民たる資格を失す、

国務省はこの閣令に依って英国臣民或は加奈陀臣民たる資格を失った者の姓名を加奈陀公報に発表する

A. D. P. HEENEY 枢密院書記官（署名）

（其八ノ三）

日本人系の者の戦時中の行為を調査する委員に関する命令P.C.七三五五
オタワ政府官廳に於て一九四五年十二月拾五日加奈陀總督閣下に提出

U.D

大多數日本人系の者が太平洋沿岸地方に在住しありし爲、戦時中特殊の處置を講ずる必要を生じたる結果、又日本人系の者の[illegible]發令された一九四二年二月五日付の命令P.C.[illegible]の規定[illegible]戦時中の經驗は日本人種系の者の戦時中の行為如何を決定するの必要を感じ又其の關係上送還及び或る者の送還は國家安定の立場から考慮すべき事は當然なる關係上又右記の調査を實施する爲委員を指定する準備が必要なりと為し關係上加奈陀總督は内閣總理大臣の推挙に依り又[illegible]付の加奈陀[illegible]法令に依る戦争對處法の權能の下に左の法令を發布す

○日本臣民及び歸化人の戦時中加奈陀政府に對し行動、忠誠、協力の諸点に関して勞働大臣は送還上調査の為名簿を提出し之を調査すべく三人よりなる委員を指定す

○一九四五年十二月拾五日付の命令P.C.七三五五に属する條項にも拘る事なく當委員は大臣の希望に依り歸國申請をなしたる歸化人の各件を審査するが歸國申請は前命令に依って決定的なものとす、この調査に依って委員は各件に對し適當なる建言をなす

○委員はGOVER-IN-COUNCIL（總督閣下）に報告をなす。委員の調査に依って送還すべきものと建言されたるもの一九四五年十二月十五日に發せられたる命令P.C.七三五五の條項に適用する者と認められ又其條項はその者に適用す。

○前項に依って送還さるる當人は加奈陀を去る日より英國臣民或は加奈陀臣民たる權利を失す。

い 此の調査を遂行するにこの（調）の下に委員は諮問と調査の上に第一項の調査條令に依って指定された委員と同様な絶対的權力を有す。

○義務の要求に於て書記、報告者、手傳人、顧問の援助を乞ふ權威を持つ

○委員に支拂ふ報酬、手當金、入費はGOVER-IN-COUNCILにより決定す

○調査費用又は第八項の全ての費用は勞働省に割當てられた戦時費から支拂ふものとす。

A.C.R. HEENEY 樞密院書記官（署名）

三月七日

時局対策中央委員会　斎藤建究

マクニスター通信要項

前の週にアンドリュウブルーン氏より、トロントコミテーは次の諸點について　ホ右へ代表を派遣すべく計畫しつゝある由を通知し来つた。

其れは、一　追放命令放棄

二　一歩譲つても帰加申請取消者に再調査

三　枢密院裁判上訴である。

此の問題に関して代表団を送るか、晩市方面よりも代表を送る事に就きとの質問して来て居る。当方は此れをノーリス氏とマクレナン氏と協議し、電報と手紙を以つて、代表団に加はり度き希望を持つが、ト市有志達が我が方の代表が加はる事に依り一大勢力を持つと思はなければ費用を割合はない事を通知してある。

然るに本月四日ブルーイン氏より書面を以つてビーシー州より代表派遣する事が必要性に疑問を持つが、若し希望なれば[illegible]たつてと言ふ事を言つて来て居る。

我々が此の期にB.C.州より代表派遣する事は政府として實際的な日本人には公平なる解決策を採用する得點がある。

「其の點で我等が言ふ所は、政府は現在日本歸還を希望して居る者を追放し、歸還申請をし、但し日本に同情的の態度或は行動を取ったる者を満足的なる忠誠調査委員會にかける事である。

我等は此の點を下部委員に既に通達したが、彼等は彼等自身の提出案に満足して居る恐れがある。

其提出案は次の通りである。

「歸還を希望せぬ者全部に對して完備せる法的方法に依り再調査の機會を與へるべく命令を修正する。」

然しながら此の方法は許されるとしても、正式歸還申請書は各自に向って證據として是認され得るであらう。

我等は提出せる案は、そう言ふ事は無い。勿論各自に於いて不忠誠を見るべき行動を取った場合は別であるが。

我々は此處に全力を以って政府として、正式歸還申請書は誤れる方法に依り、誤解の下に提出された

る事を認識せる事は、公平な事と考へる。
大審院裁判判事の代表せる意見を見ても、我々が
此の點で人身保護律適用上追求する事が可能である。
多分政府が此の法的行動を取るべき人数と、前記
の點を持出す事を知り、此の儘實行する時は法
廷も勞働省も困難なる立場になる。

現在迄に貴團体への負擔せる額及び当問題（追放）
が終る迄の負擔額を充分認識して居る故に、上市
より送る代表団に代表を加へるべく送ると言ふ事は
進言したいが、此の提言は各委員会に送り、彼等
自身で決断する様に願ふ。送る時の費用は九百弗
と一千弗との間であると想像する

若し貴團体が送ると決意せる時があるとすれば、
急を要する故電報を以って通知を願ふ。然しながら
自分等の提示せる意見及び上市委員に言送る
事等に對して御意見を知らせて貰ひ度い。

三月四日

マクマスター

時局對策日系委員會御中

三月廿日 当日朝着せるクラスター通信者。

要約

本日次の如き電報を寄した。

「單に署名を以てスペイン領事を通して帰国申請する方法を、彼の書式を使用して取消すべし」

此れはダメより来訪のマクウイリアム氏と対談中に付いた事であるが、セユリー中には單に名譲を以て日本帰国申請したる地方がある。彼の図局は正式申請書式を意味して居る関係上、此の名譲は帰国する事はない。故に自分は当事者が人、領事に帰国申請取消を斯くの如き形式でする事は必要無く、再進め度く無いと考へる。他場合は正式書式あり書式に署名を以て先は自分に送る書式は署名し送附する必要がある。

自分は未だ出しを消して居ない。

当方は大審院判決の結果を確保する様、尚今後週一回の可能性の事は明確下[illegible]等に依らず取消しを止[illegible]之に関連して帰国申請は自由なるか或は従来通りの形式なるか[illegible]事とも知れぬ。

從つて人身保護律上、名目の件を多数に渡り取扱ひ、帰国申請署名当時の状態を問題にする事が可能である。

故に自分は貴下に依り人身保護律の十一章に依り所謂の手続中であり各委員は情報に依り残留を勧入する関係が無ければならぬ事を一言して置度い。

中には委員の中で既に此の金を手中に収めたる者もある事を想像し得るが、一例として此等を[illegible]する事を通告する。尚此の二千弗の費用も返還せねばならぬ。

二、一貴当局の[illegible]を左右[illegible]

開闢以来委員会中

[illegible]

以上

有村 健

CENTRAL·COMMITTEE
スローカン區
[illegible]中央會
SLOCAN·DISTRICT

ニューデンバー
協和會
幹事

三月四日

スローカンバレー
時局對策中央委員會
理事　内堀繁市　殿

本緩三月一日附以書面御照會成り候
一九四五年四月抗議文書発送に関する件本部
直に取調べ候處確にミチエル労働相宛發信
取扱は書留郵便となしられ候「レヂスター」の受
取書は見當り兼を得候太可然御取計被下候
先は取急き御回答申上候

敬具

一九四六年三月十一日

レヴルストーク親交會
c/o S. Fukuyama
P.O. Box 643
Revelstoke B.C.

スローカンバレー時局対策中央委員會 御中

拝啓
二月二十五日附貴會発のBC州市民権擁護協會設立に関する書面並に設立趣意書有難く確に拝見仕り候。本會は兼ねて在留同胞並に各地方団体の意志を網羅したる統一機関の生れ出る事を痛感致し居り候へば早速役員會を開催し右の問題に対して討議致し候。先にはグリンウッドの提唱による聯絡協議會開催の趣意の下に本會もその参加を慫慂し来り居り候共旅行許認の下附を拒絶されし爲め其の意を得ず空しく時期の来るを待ち居り候。斯る有様にて、貴會が率先して其の問題を提唱下さる事に対し本會は深甚の謝意を表する次第に有之候。

當地方に於ては今日まで日本赤十字社の慰問品分配の其時の委員會に依りて運動致し居り候處最近時局運動の重大性に鑑みレヴルストア親交會と改め積極的に社會に乗り出し来る時を待ち総て等しく親和會と歩調を共に致し居り候へば、先にグリンウッド提唱の協議會設立の有無を明瞭ならざる今日同一趣意の下に開催せらる擁護協會に参加致すは甚だ意を得ざる事と思考致し候。何れも等しく親和會より協議會會員の書信が有之と思ひ居り候へば其の節新めて確定したる返事を申上ぐべく候へ共、故本會の意の在る処を申上度存候

矣、

草々

前略

本日左記の通知を当グリーンウッドの支部なるグランドフォークス支部より入手致しました、

「日系市民権擁護協会代表者の件に就き本日役員会を開き左の通り決定いたしました。

代表者　中出安次郎、中路清一郎

本件は当会と同じくスローカンとす

四月一日

グランドフォークス日本人会」

先は右取敢ず御報告迄　敬具

四月一日

グリーンウッド　委員会

スローキャンベレー中央委員会

御中

一九四六年三月廿二日　タシメ親和會常置委員會決議事項

一、去る三月拾日スローカンに於て催されたるスローカンバレー及びグリーンウット地方聯絡協議會に於て設立を見たるビーシー州日系市民權擁護協會は本會の從來唱へ來りし主張に合致するを以てその設立を承認しこれに合流する事。

二、タシメ親和會はビーシー州日系市民權擁護協會本部の位置選定をスローカンバレー時局對策中央委員會理事會に一任す。

三、ビーシー州日系市民權擁護協會理事會は重要事項に關してはそれの都度各連絡團体にその意見を徴して後決行する事。

四、擁護協會の連絡費並に決定權ある代表者數を人口に依って決定せらるとすれば人口二千三百名を容するタシメの代表者數もこれに準じて增加せらるゝ樣希望す。

タシメ親和會　調印

ak

謹啓

貴書三月拾四日附ビーシー州日系市民權擁護協會設立に關し前便にて申上げし通り當地にて代表者の旅行許可証不可附と相成り會合に出席出來ず從って貴會より御送付の書面拜見致して去る三月廿二日親和會常置委員會に提出致して別紙同封の通りの決議となりました。

從って決議事項中第三及第四に關しては何れ貴會の方にも當會の希望の旨然るべく御取計ひ下さる樣御願ひ申上ます

今後同擁護協會に依り全ビーシー州の連絡其の他に關しても圓滑に行き好都合かと存じて居ります。

右延引ながら當親和會の決議事項御送付申上げ貴會の益々御健鬪を御祈申上ます。

敬具

三月廿六日

タシメ親和會
社會部

スローカンバレー
中央委員會
御中

拝啓
日系市民擁護協会の幹事は[illegible]方面
より何等の消息ありしや尚グリーンウードの
代表者としては吉田清一、戎良太郎、濱崎和良
[illegible]田原雄の四名、ミッドウエイの代表者は中
沢輝夫と決定致し尚[illegible]連絡中
有之
尚本部役員の指示としては
グリーンウッド及びミッドウエイでは
スローカンヴァレーイを模範とし[illegible]候
願ひ上候
三月廿七日

グリーンウッド
日本人委員会
幹事 濱崎和良

スローカンヴァレーイ
中央委員会
[illegible]殿

拝啓、

陽春の候、貴会益々御健闘の趣き遙かより拝しまして、は局下我が同胞の為め慶賀に堪へません。

扨て先般御通知に載きました、本部の位置設立に関する[illegible]規約に遵ひ代表者三名を通告申上げますから宜敷御願申上げます。

尚代表者が誰方か未だ決定を致しませんので何れ委員会を開いて協議の上御知らせ致します。

問(四)各地の統制團体名明の事。

バーノン日本人相談委員会

Vernon Japanese Committee for Consultation
Vernon, B.C.

問(五)各地統制團体の人口数(会員数に非ず)

バーノン委員会直屬管下の人員数

六百參拾九名

問六各地代表者の姓名

未定(追て通知申上げます)

以上の通りで有りますから何卒宜敷御願申し上げます。

敬具

三月廿六日

バーノン日本人相談委員会
幹事長若原友吉

内堀繁市殿

投票用紙

一、本部位置

スローガン　三票（三名分）

Vernon Japanese Committee for Consultation
Vernon, B.C.
Per. J. Nakahara.

ALPINE LODGE COMMUNITY
CHRISTINA LAKE・B・C

先以御健勝大慶至極ニ存候 然者今般当湖畔景
本改擁護会ニ実ニ御助力之御書御差遣ヒ被下難有
存候 然ルニ当方ハ家庭上ノ都合ニ依リ何レニモ立退ヲ得サル
身上ニ有之 当製所ハ来ル六月十五日迄ノ立退キ命令ヲ
受ケ従而当園ハ事実上解散ノ状態ニ有之候 就而
折角ノ御好意ニ対シ早速御返事可致筈ノ処兼而御詳
述職務ニ付御趣旨ニ添ヒ兼候 是非共御諒承相成度 抱
懐スルモ[illegible]御座候得共 製所ヘ[illegible]
様作ニ于事当園前鈴木お宅之氏ニ渡シ[illegible]
御為ニ内製具等ハ方々ニ振リ方[illegible]御両家
度候ニ付何卒事情御諒承之上[illegible]被下度
度右御返答迄如斯御座候

三月二十一日

大出[illegible]

[illegible]堀[illegible]様

17-5

Courtesy of Mr. Uchibori
Oakville, Ontario.

謹啓
三月十四日附の御手紙及報告を御送り下され
有難く御礼申します　いろいろと御尽力
感謝致します
却説先般来コーストタウン方面より（ビーシー州）同胞
機関設立を提唱されて居ることを兼々
親睦会なるものの通信で承知致して居ります
が当会に於いては三月十日の役員会に於
いてビーシー同胞総機関が設立されても
将来は別として目下の所、加盟する事
は保留する事に役員会は決定致し
ましたれ故不悪御承知願ひます
又は[illegible]経つて来ても[illegible]
此の機関とは関係致しませんから左様
御承知願上ます
三月十九日
ウルループス日本人会
[illegible]郎
P.O. Box 237.
好瀬繁市　様